

(件名) 鹿児島県議会議員の政務活動費の領収書等の議会ホームページでの公開等を求める陳情

(陳情の趣旨)

- 1 鹿児島県議会議員に交付される政務活動費については、「鹿児島県議会の政務活動費の交付に関する条例」により、議員は毎年度の政務活動費の支出にかかる収支報告書と領収書等を議長に提出しなければならないこと、何人も議長に対し提出された収支報告書・領収書等の閲覧を請求できること、が定められています。
- 2 しかしながら収支報告書と領収書等の閲覧は、紙ベースで閲覧することしかできないため、県民が閲覧するには平日の昼間に議会に赴かなければなりません。また、領収書等は膨大なため、写しの交付を受けて持ち帰ろうとする県民は1枚あたり10円の費用を支払わなければならない、全部の領収書の写しを入手するには場合によっては10万円を超える費用が必要になります。また、請求のつど写しを作成する事務職員の負担も無視できません。こうした不十分な制度が、議会へのアクセスを事実上阻害し、政務活動費の不正の温床を作っています。政務活動費の不正が発覚した富山市議会をみても、領収書の写しを誰もが容易に入手することができる制度が整っていれば、あれほど組織的で悪質な政務活動費の不正は防げたと考えます。
- 3 政務活動費の使途を、真に県民に向けて透明なものにするためには、県民が、いつでも安価かつ容易に、政務活動費の使途の情報を得られることが不可欠です。そのためには、議長に提出された収支報告書と領収書等を議会のホームページで公開し閲覧できるようにすることが必要です。

一方、収支報告書・領収書を議会ホームページで公開する自治体は、加速度的に増加しています。平成27年9月の段階では、都道府県、政令市、中核市のうち領収書等をホームページ公開している議会は大阪府、高知県、函館市の3自治体にとどまっていますが、その後兵庫県、大阪市、京都市、神戸市、大津市、西宮市が平成27年度分からホームページ公開を実施しており、その後さらに宮城県、富山県、奈良県、徳島県、横須賀市がホームページ公開を決定しています。領収書等のホームページでの公開は、政務活動費情報の公開に不可欠です。
- 4 以上の理由により、一日も早く、収支報告書・領収書等の議会ホームページでの公開を実現するべきです。

【陳情の要旨】

政務活動費の支出にかかる収支報告書と、これに添付して提出される領収書等を、議会のホームページで公開してください。

(件 名) 原発事故時の妊産婦・乳幼児・児童の優先避難について

(陳情の趣旨)

原発事故時、放射能被ばくに対して妊産婦・乳幼児・児童は、より大きな影響を受けます。P A Z圏以外でも、優先避難を検討していただきたい。

以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情します。

記

P A Z圏以外でも妊産婦・乳幼児・児童の優先避難を検討することを求める。

(件名) 地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充について

(陳情の趣旨)

平素より、地方消費者行政の充実支援につきまして、格別のご配慮を賜り深く感謝申し上げます。

鹿児島県は、全国的に見て高齢者の割合が高いところ、消費生活相談でも高齢者層の相談割合が依然として高い状況にあり、また、アダルト情報サイトの架空請求や、インターネット通信サービスに関する相談等の高齢者以外の相談も多い状況にあります。

さらに、今後、成年年齢が引き下げられることにより、若年層からの相談が、これまで以上に増加することが懸念されるところです。

このような中、当会では、消費生活相談員弁護士ホットラインや消費者教育の授業等を通じて、鹿児島県の消費生活相談体制の充実・強化や、消費者教育・啓蒙の充実を図っているところです。

これまで、消費生活相談体制の整備等、地方消費者行政の充実・強化は、国による地方消費者行政活性化基金・地方消費者行政推進交付金の措置によって一定の前進が図られてきました。一方で、この交付金措置が平成29年度で一区切りを迎えようとする中、自主財源の確保や人員(行政職員・消費生活相談員)措置、消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置が進まない等の課題が残されている状況です。

こうした中、平成30年度予算に向けて、地方から国に対して60億円を超える地方消費者行政推進交付金の要求をしていました。ところが、国の平成30年度予算によれば、交付金は24億円という結果となり、鹿児島県を含む地方公共団体の要請に国が全く応えていない結果となっています。今後、国による交付金措置が後退することにより、消費生活相談体制の維持など消費者行政が後退していく懸念があります。

これまで、貴議会は国に対し、鹿児島県開発促進協議会を通じて、「地方消費者行政の充実支援として、消費生活相談の内容が複雑化、悪質・巧妙化していることなどから、消費生活相談体制の更なる充実・強化及び消費者教育・啓蒙等を推進するために要する経費について、引き続き国が必要な財源措置を講じること」を提案されており、今年度も同趣旨の提案をされると伺っております。

そこで、地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充についての取り組みをより一層具体化するため、地方自治法第99条の規定に基づき、貴議会から下記事項を踏まえた意見書を国に対して、提出していただくよう陳情致します。

記

- 1 平成30年度の地方消費者行政に係る交付金減額が地方公共団体に及ぼす影響を具体的に把握するとともに、平成30年度本予算で確保できなかった交付金額について、国として補正予算で手当てすること。
- 2 平成31年度の地方消費者行政に係る交付金を、少なくとも平成29年度までの水準で確保すること。
- 3 地方公共団体が消費者相談を受け、相談情報をPIO-NETに登録したり、悪質業者に対する行政処分を行うことの効果は、その地域の消費者のみならず、国が行う制度改革や法執行・情報提供などを通じて国の消費者行政を補完している点を踏まえ、消費者行政に係る地方公共団体の事務費用に対する国の恒久的な財政措置について検討すること。

以上

(添付資料省略)